

家族経営協定書

(目的)

第一条

我が家の家族計画を策定すること及び経営や生活の役割分担、就業条件を明らかにし、健全な農業経営と明るい農家生活を築くために、この協定を結ぶ。

(経営計画の策定)

第二条

家族の協議の上、今後の経営方針、所得目標、作付け、飼養計画、機械・施設の導入、資金計画、就業条件の改善等を内容とする長期営農改善計画及び年度別経営計画を策定する。

(責任と役割分担)

第三条

役割は、各自の意思を尊重するとともに、それぞれの適正を十分考慮しながら協議して決定する。

	農業経営に関する役割	生活に関する役割
A	農作業全般の計画・指揮、牛の管理 改善計画案の策定	財産管理（宅地建物含む） 育児補助
B	経理全般・農作業全般	炊事洗濯全般、育児補助
C	農作業全般・牛飼養管理計画	炊事・洗濯の手伝い、育児
D	全体的な補助	炊事洗濯全般、育児

(報酬)

第四条

報酬については、話し合いにより次のとおり定める。

	基本報酬		
	支給月額	支払方法	支給期日
A	40,000円	振込み	毎月18日
B	130,000円	振込み	毎月18日
C	130,000円	振込み	毎月18日
D	60,000円	振込み	毎月18日

ただし、特別の事情により、この額が著しく不当になった時は、全員で協議し、合意の上で変更することができる。また、特別手当として、臨時にボーナス支給することができる。

(労働時間)

第五条

(1) 1日の労働時間は、8時間を原則とし、農繁・農閑期により家族協議の上、延長または短縮することができる。

(2) 始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

	夏期		冬期	
	始業時間	終業時間	始業時間	終業時間
A	午前6時00分	午後7時	午前6時30分	午後6時30分
B	午前6時00分	午後7時	午前6時30分	午後6時30分
C	午前6時00分	午後7時	午前6時30分	午後6時30分
D	午前6時00分	午後7時	午前6時30分	午後6時30分

ただし、家事や研修のため、必要があれば始業、終業の時刻を繰り上げ、繰り下げること等ができる。

(3) 休日は月1回とし、さらに年間10日間の休暇をとることができる。
また、産前、産後、育児、介護休暇についても配慮する。

(家族会議の開催)

第六条

毎月第3週金曜日に家族会議を開催する。

- 協定内容の推進について
- 経営計画の実施と実績について
- 作業の実施状況及び作業計画について
- その他必要事項について

(経営移譲)

第七条

経営移譲の時期、方法については、AがB、C、Dと十分協議しながら決定する。

(その他必要事項)

第八条

- 協定を変更する必要が生じた場合、全員の話し合いにより変更することができる。
ただし、必要に応じて立会人の助言を得るものとする。
- この協定に定めるもののほか、必要な事項は家族で話し合って決定する。

附則

- この協定書は、平成 年 月 日より実施する。有効期限は、実施の日より1年間とする。ただし、当事者から申し立てがない限り、自動的に更新されるものとする。
- 協定書は 3通作成し、当事者及び立会人は署名押印をし、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所 小林市 番地 (区 組)

(A) 経営主 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

(B) 経営主の配偶者 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

(C) 後継者 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

(D) 後継者の配偶者 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

立会人

役職 小林市長 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

役職 小林市農業委員会会長 氏名 ○ ○ ○ ○ 印